

新型コロナウイルス感染症対策に係る本市スポーツ施設における 利用者名簿の取り扱いの変更について

1 変更の概要

4月11日以降、個人及び団体を問わず、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応として、利用者に対し、利用者名簿（以下、「名簿」といいます。）の提出をお願いしておりました。

しかしながら、個人及び団体による施設利用等の現状を鑑み、利用代表者等による名簿作成の負担軽減を図りつつ、万が一、施設職員又は利用者の感染が判明した場合においても、予約システムの登録データ等を活用し、代表者等を通して利用者の方々への連絡手段が確保できることから、今回、事前申し込み無しで利用する場合（トレーニングルームやプールなど）を除き、名簿の提出を不要とします。

2 期間

令和2年4月17日（金曜日）から当分の間

3 変更後の取り扱い

区分	申し込みのパターン	変更後の取り扱い
事前 申込 あり	① 公共施設予約システムでの申込者	名簿の提出 <u>不要</u>
	② 施設利用申請書での申込者	
	③ 電話での申込者 (ただし、氏名、電話番号の確認ができている者に限る)	
事前 申込 なし	④ 上記以外での利用 (事前申し込み無しで利用できる施設（トレーニングルームやプールなどの個人利用や総合グラウンドゲートボール場など）)	名簿の提出 <u>必要</u>

以 上